



鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月28日

鴨川市長

佐々木 久之

鴨川市条例第 27 号

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例（平成17年鴨川市条例第93号）の一部を次のように改正する。

別表1文化体育館の表中「又は宣伝」を削る。

別表2野球場の表グラウンドの部入場料を徴収しない場合の款に次のように加える。

その他営利を目的とする催し物	9,900
----------------	-------

別表2野球場の表グラウンドの部入場料を徴収する場合の款に次のように加える。

その他営利を目的とする催し物	49,500
----------------	--------

別表3ソフトボール場の表に次のように加える。

その他営利を目的とする催し物	5,280
----------------	-------

別表4投手練習場の表に次のように加える。

その他営利を目的とする催し物	1,980
----------------	-------

別表5陸上競技場の表競技場の部入場料を徴収しない場合の款に次のように加える。

その他営利を目的とする催し物	14,520
----------------	--------

別表5陸上競技場の表競技場の部入場料を徴収する場合の款に次のように加える。

その他営利を目的とする催し物	58,080
----------------	--------

別表5陸上競技場の表競技場の部個人利用の款小中学生の項を次のように改める。

小中学生	120
------	-----

別表5陸上競技場の表備考第2号中「(個人利用の小中学生にあっては、180円)」を削る。

別表6サッカー場の表グラウンドの部に次のように加える。

その他営利を目的とする催し物	6,600	9,900
----------------	-------	-------

別表7交流棟の表市民ラウンジの会議スペースの部中「又は宣伝」を削り、同表トレーニングルームの部中「660」を「1,000」に、「990」を「1,500」に、「110」を「200」に、「160」を「300」に改め、同表会議室の部、多目的室の部及び附属設備の部中「又は宣伝」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用する鴨川市総合運動施設の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用した鴨川市総合運動施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。